

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百三十四号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十七号（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年十一月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「等級4及び」を「等級5以上及び」に、「の等級5」を「の等級6」に改め、「存する建築物」の下に「（令和四年十月一日以後にする法第三十四条第一項の認定の申請に係るものを除く。）」を加え、「等級4又は等級5」を「等級4以上」に改める。